

広島県告示第千十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十三年十月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
入江地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成七年三月三十日広島県告示第三百八十二号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。  
ただし、標柱一号及び二号は告示で指定した土地に存する標柱四号及び五号と同一とする。

庄原市		郡市・区		西城町入江		町・丁目		字		地番		標柱番号	
下的場合		大富山		下的場合		八九九番二		標柱一号		八九六番		標柱二号及び三号	
八七八番一地先道路敷		八四六番一		一六番一		標柱四号		標柱五号		標柱六号			